税理士連絡協議会

令和６年１月 12 日（金）
午後４時 20 分～
ホテルプラザ勝川

１　支部長あいさつ

２　税務署長あいさつ

３　議題

（１）綱紀監察研修の受講について【総務】

別添資料参照

実施日時：令和６年２月９日（金）13：30～

実施場所：あさひホール

研修講師：名古屋国税局　川岸税理士専門官

（２）e-Tax 利用可能手続きについて【総務】

（３）国税還付金の振込に係る電子通知の利用について【管理運営】

別添資料参照

（４）無料税務相談所等従事者研修について【個人】

開催場所	開催日	開催時間
小牧税務署	１月 17 日（水）	10：00～11：00
		13：30～15：30
	１月 18 日（木）	10：00～11：00
		13：30～15：30
	１月 19 日（金）	10：00～11：00
		13：30～15：30
グリーンパレス春日井	１月 29 日（月）	９：30～11：30
		13：30～15：30

（５）相続税 e-Tax の積極的な利用について【資産】

別添資料参照

令和６年１月 12 日

東海税理士会

小牧支部会員各位

小牧税務署

「綱紀監察研修」の受講についてのお願い

東海税理士会小牧支部の会員の皆様には、平素から税務行政全般にわたり深い御理解と多大な御協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、皆様は、税理士法第１条の公共的使命に基づいて、申告納税制度の円滑な運営に重要な役割を果たしておられます。

皆様が日々の税理士業務を行うに当たり、図らずも税理士法に抵触する可能性がある場面に遭遇することがあると思います。

この点、実際に懲戒処分を受けた税理士等が行った具体的な違反行為の内容が国税庁ホームページに掲載されておりますので、皆様の業務の点検の際の参考として活用いただければと思います。

また、「綱紀監察研修」は、税理士法違反行為の未然防止に向け、どのような行為が税理士法違反となるのか、日々の業務を見直すまたとない機会と考えております。

令和６年２月９日に開催される「綱紀監察研修」は、国税局担当官が講師となり、具体的な事例紹介を中心にした研修を開催する予定ですので、是非、受講いただきますようお願いいたします。

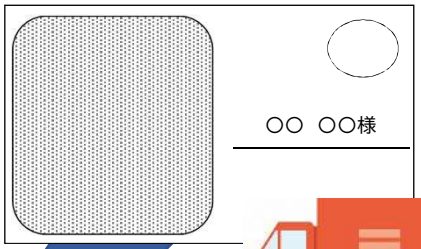
還付金の振込通知が
e-Taxで受け取れます！！


イータ君

対象となる方

- ✓ e-Taxにより申告・申請される方※
- ✓ 還付金を受け取られる方

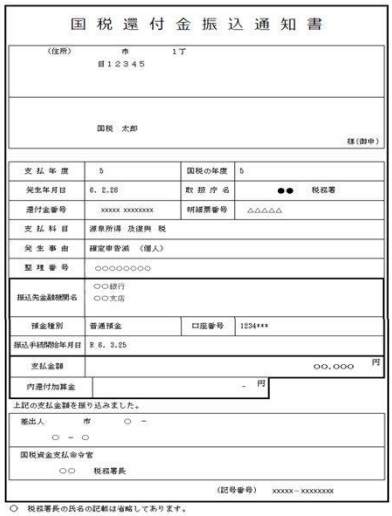
※ID／PW方式による申告ではご利用になれません。





はがきから
電子通知へ！

振込通知イメージ


国税還付金振込通知書

支払年度	5	国税の年度	5
発生年月日	6. 2.28	取扱庁名	●● 税務署
還付金番号	xxxxx xxxxxxxx	領収証書番号	△△△△△
支払科目	源泉所得 及復興 税		
発生事由	確定申告通 （個人）		
整理番号	○○○○○○○○		
振込先金融機関名	○○銀行 ○○支店		
預金種別	普通預金	口座番号	1234***
振込手続開始年月日	R 6. 3.25		
支払金額	○○,○○○ 円		
内還付加算金	- 円		

上記の支払金額を振り込みました。

振出人	市 ○ － ○ － ○
国税資金支払命令官	○○ 税務署長

（記号番号） xxxxx－xxxxxxx

○ 税務署長の氏名の記載は省略してあります。

○ 手続開始から入金まで、金融機関の休日を除き、４・５日程度要する場合があります。
○ 金融機関名等に誤りがある場合は、税務署に至急連絡してください。
○ 還付加算金は「雑収入（雑所得）」として課税対象となります。
○ 税務署を装った不審な電話・「振り込め詐欺」にご注意ください。

e-Taxで受け取った「還付金の振込通知」は、
e-Tax「通知書等一覧」から確認することができます。

メリット

- ✓ 書面より早く通知の受取が可能！
- ✓ 書面での保存が不要！
- ✓ スマホやＰＣでいつでもチェック可能！
- ✓ ダウンロードすれば、プリンタから印刷可能！



※ e-Taxの通知とはがき（書面）の通知の記載内容は同じです。

※ 個人の方は、電子通知の内容確認時に、マイナンバーカードによる認証が必要です。

その他詳細はこちらから ⇒

【e-Taxホームページ】

国税庁 法人番号7000012050002